

建築確認検査手数料

【表1】型式認定、3号建築物

単位 (円)

床面積の合計	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査
$A \leq 100 \text{ m}^2$	20,000	10,000	26,000	26,000
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	32,000	16,000	28,000	28,000
$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	40,000	20,000	38,000	38,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	72,000	36,000	63,000	63,000

【表2】上記以外の建築物

単位 (円)

床面積の合計	確認申請		計画変更	中間検査	完了検査
$A \leq 100 \text{ m}^2$	評価長期(※)	28,000	14,000	33,000	30,000
	構造仕様規定	44,000	22,000		
	構造計算	54,000	27,000		
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	評価長期(※)	39,000	19,000	36,000	32,000
	構造仕様規定	54,000	27,000		
	構造計算	64,000	32,000		
$200 \text{ m}^2 < A \leq 300 \text{ m}^2$	評価長期(※)	47,000	23,000	47,000	43,000
	構造仕様規定	62,000	31,000		
	構造計算	72,000	36,000		
$300 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	80,000		40,000	64,000	64,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	100,000		50,000	80,000	80,000
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	160,000		80,000	110,000	110,000
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	240,000		120,000	170,000	170,000
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 6,000 \text{ m}^2$	320,000		160,000	220,000	220,000
$6,000 \text{ m}^2 < A \leq 8,000 \text{ m}^2$	400,000		200,000	280,000	280,000
$8,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	480,000		240,000	340,000	340,000
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 20,000 \text{ m}^2$	560,000		280,000	400,000	400,000
$20,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	720,000		360,000	500,000	500,000
$50,000 \text{ m}^2 < A$	1,100,000		550,000	800,000	800,000

(※) 評価長期は、当社で設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の審査を行った物件に限ります。

【表3】省エネ完了検査

単位 (円)

	完了検査
戸建住宅	5,000

戸建住宅以外

単位 (円)

床面積の合計	完了検査
$A \leq 300 \text{ m}^2$	15,000
$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	20,000
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 6,000 \text{ m}^2$	30,000
$6,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	50,000
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	70,000
$50,000 \text{ m}^2 < A$	100,000

A：省エネ適判対象床面積（省エネ計画書 第5面【2】床面積）

【表4】バリアフリー法、福祉条例 単位 (円)

床面積の合計	確認申請
$A \leq 500 \text{ m}^2$	10,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	20,000
$2,000 \text{ m}^2 < A$	30,000

A：適用対象床面積

【表5】ルート2 単位 (円)

床面積	確認申請
$A \leq 200 \text{ m}^2$	60,000
$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	90,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	110,000
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	120,000
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	140,000
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	150,000
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	190,000
$50,000 \text{ m}^2 < A$	250,000

A：構造上分離した棟ごとの床面積

【表6】小規模伝統的木造建築物 単位 (円)

規 模	確認申請
階数が2階以下、かつ延べ面積 300 m ² 以下、高さ 16m以下	100,000

【表7】昇降機・小荷物専用昇降機 単位 (円)

区 分		確認申請	計画変更	完了検査
昇 降 機	型式部材等製造者認証	20,000	10,000	25,000
	上記以外	30,000	15,000	35,000
小荷物専用昇降機		15,000	10,000	20,000

【表8】工作物 (令第138条第1項) 単位 (円)

区 分	確認申請	計画変更	完了検査
高さ 8.0m以下	35,000	17,000	30,000
高さ 8.0m越える	65,000	32,000	55,000

【表9】軽微変更 (届出毎) 単位 (円)

戸建住宅	6,000
戸建住宅以外の建築物、昇降機、小荷物専用昇降機、工作物	10,000

【共通事項】

1. 紙申請の場合は、申請ごとの手数料に 5,000 円を加算します。
2. 戸建住宅には、令第 130 条の 3 に規定する兼用住宅を含みます。

【確認申請】

1. 建築物の電子申請の仮受付時に、当社の確認申請エクセルデータを提出されない場合は 2,000 円の増額となります。
2. 天空率の審査を要する場合、道路・隣地・北側ごとに 20,000 円（データ提出の場合、10,000 円）を加算します。
3. 避難安全検証法の審査を要する場合、表 2 に掲げる確認申請手数料に区画避難は 15%、階避難は 25%、全館避難は 40%を加算します。（床面積の下限は 2,000 ㎡とします。また、平屋建ての全館避難は階避難の手数料になります。）
4. 耐火性能検証法の審査を要する場合、別途審査料を申し受けます。
5. 同一棟増築の床面積は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の 1/2 を加算した床面積の合計とします。（既存部分の床面積の上限は 2,000 ㎡とし、1/2 の 1,000 ㎡を加算します。）
6. 用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の様替は、当該部分の床面積の合計とします。
7. 併願申請される昇降機は、表 7 の手数料を加算します。
8. バリアフリー法、福祉のまちづくり条例の審査を要する場合は、表 4 の手数料を加算します。
9. 建築物省エネ法の仕様規定の審査を要する場合、10,000 円を加算します。（住戸単位）

【計画変更】

1. 床面積が 30 ㎡以上増加する計画変更は、計画変更手数料に 50%を加算します。
2. 当社以外で確認を受けた物件の計画変更は、確認申請の手数料とします。
3. 令和 7 年 3 月 31 日までに着工した旧 4 号建築物の計画変更は、3 号建築物の手数料とします。

【構造審査】

1. 3 号建築物で令第 82 条各号の構造計算を行った確認申請と計画変更は、表 2 の手数料とします。
2. 複数棟の構造審査が必要な場合、確認申請書第 6 面の延べ面積（最大面積を除く。）ごとに 1,000 ㎡以下は 20,000 円、1,000 ㎡を超えると表 2 に掲げる手数料の 20%を加算します。
3. ルート 2 の基準審査を要する場合、EXP. J 等により構造上分離した棟ごとに表 5 の手数料を加算します。
ルート 2 の基準審査を要する計画変更は、表 5 の手数料の 1/2 を加算します。
4. 構造計算適合性判定を要する場合、ルート 3 の構造審査及び適判図書との整合確認として EXP. J 等により構造上分離した棟ごとに 30,000 円を加算します。
5. 特定天井の構造審査を要する場合、特定天井ごとに 30,000 円を加算します。
6. 土砂災害特別警戒区域内の構造審査を要する場合は、構造耐力上独立する部分ごとに 30,000 円を加算します。
7. 小規模伝統的木造建築物等で、高度な計算（限界耐力計算）の基準審査を行う場合には表 6 の手数料を加算します。
上記基準審査を要する計画変更は、表 6 の手数料の 1/2 を加算します。
審査期間につきましては建物規模、形態、検討事項等により異なりますので、事前にご相談ください。

【中間検査・完了検査・軽微変更】

1. 完了検査において追加説明書の審査が必要な場合の手数料は、計画変更の手数料とします。
2. 検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の手数料は、検査手数料の1/2とします。
3. 当社以外で確認を受けた物件の検査は、検査手数料に50%を加算します。
4. 他機関で省エネ適合性判定を受けた物件の完了検査は、検査手数料に当社の省エネ適合性判定料金を加算します。
5. 併願申請された昇降機は、表7の手数料を加算します。
6. 交通経費として、家島諸島の検査は10,000円、沼島の検査は3,000円を加算します。
7. 戸建住宅で省エネ適合性判定を受けた物件（仕様規定を含む）の完了検査は、表3の手数料5,000円を加算します。
（住戸単位）
8. 省エネ適合性判定を受けた物件（省エネ計算されていないものは除く。）の完了検査は、表3の手数料を加算します。
9. 令和7年3月31日までに工事に着手した旧4号建築物の検査は、3号建築物の手数料とします。
10. 他機関で設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合、完了検査手数料に表3の手数料を加算します。
ただし、完了検査時に建設住宅性能評価に係る検査報告書又はその写しが提出された場合は除きます。
11. 軽微な変更説明書の審査手数料は、表9の手数料とします。（省エネ軽微変更ルートCは除く。）

【仮使用認定】

1. 500㎡以下の戸建住宅、長屋、共同住宅の仮使用認定申請手数料は、60,000円とします。
2. 上記以外の仮使用認定申請手数料は、120,000円とします。
ただし、当社以外で確認を受けた物件は、表1、表2の区分の確認申請手数料を加算します。

【昇降機・小荷物専用昇降機】

1. 当社で確認していない建築物に昇降機を設置する場合は、昇降機の確認申請ごとに10,000円を加算します。

【計画通知】

1. 計画通知、特定工程工事終了通知、工事完了通知、仮使用認定申請の各手数料については「建築確認検査手数料」を準用します。

当社が効率的な検査業務を実施できると判断したときは、別途ご相談に応じます。